

# 参 考 資 料

- ・ 第 2 次阿久比町男女共同参画プラン策定経緯
- ・ 阿久比町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- ・ 第 2 次阿久比町男女共同参画プラン策定委員名簿

## 第2次阿久比町男女共同参画プラン策定経緯

期 日	内 容
平成28年1月21日	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・会長・副会長選任 【協議事項】 ・プラン策定の趣旨について ・1次プランについて ・プラン策定方法について ・今後のスケジュールについて
平成28年2月19日	第2回策定委員会 【協議事項】 アンケート案について
平成28年4月6日	第3回策定委員会 【協議事項】 アンケート案について
平成28年5月2日	男女共同参画社会に関するアンケート調査の実施 対象は、20歳から80歳までの町内在住者（男女各500名）
平成28年7月19日	第4回策定委員会 【協議事項】 ・アンケート報告について ・プラン案（第2章 男女共同参画をめぐる現状と課題について）について
平成28年7月29日	男女共同参画社会に関するアンケート調査結果をホームページで公表。
平成28年8月22日	第5回策定委員会 【協議事項】 プラン案（第1章 プラン策定にあたって、第3章 今後のまちづくり）について
平成28年9月29日	第6回策定委員会 【協議事項】 プラン案について
平成28年11月7日 ～30日	パブリックコメント実施
平成28年12月13日	第7回策定委員会 【協議事項】 ・パブリックコメント結果について ・プラン最終確認
平成29年1月	パブリックコメント結果を公表
平成29年3月	議会報告

## 阿久比町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の早期実現を目指し、阿久比町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、阿久比町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) プラン策定に関し、必要な調査及び検討を行うこと。
- (2) その他プランの策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年健全育成地区推進員連絡協議会を代表する者
- (3) あぐい女性の会を代表する者
- (4) 社会福祉協議会を代表する者
- (5) 阿久比町商工会を代表する者
- (6) あいち知多農業協同組合を代表する者
- (7) 町執行機関を代表する者
- (8) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条の所掌事務が終了するまでとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

## 第2次阿久比町男女共同参画プラン策定委員名簿

氏名	所属等	備考
北中 祥子	学識経験者（第1次男女共同参画プラン策定委員）	会長
大村 泰敬	社会福祉協議会の代表者	副会長
山本 恵美子	学識経験者（社会教育委員会の代表者）	
伊藤 誠一郎	青少年健全育成地区推進委員連絡協議会の代表者	
榊原 志のぶ	あぐい女性の会の代表者	
中山 朱美	阿久比町商工会の代表者	
竹内 重子	あいち知多農業協同組合の代表者	
間瀬 政好	町執行機関の代表（副町長）	
関 香津美	公募	
伊藤 直人	公募	

## 第 2 次阿久比町男女共同参画プラン

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 阿久比町教育委員会社会教育課

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

TEL:0569-48-1111

FAX:0569-48-0229

E-mail:shakyo@town.agui.lg.jp